

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を 改正する規則の概要

1 改正の趣旨

令和3年5月28日に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成20年法律第87号）が改正されたこと等を受け、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則」について必要な改正を行う。

2 改正の内容

(1) 知事が必要と認める図書について

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則」（平成21年国土交通省令第3号。以下、「規則」という。）が改正され、長期優良住宅建築等計画の認定申請の際の添付図書が見直されたことを受け、知事が必要と認める図書について規定を整備する。

(2) 知事が不要と認める図書について

規則が改正され、長期優良住宅建築等計画の認定申請の際の添付図書が見直されたことを受け、知事が不要と認める図書について規定を整備する。

(3) 容積率の特例に係る許可の申請書の添付図書等について

容積率の特例に係る許可制度が創設されたことを受け、当該許可の申請の際の添付図書を定める。

(4) その他の改正

所要の改正を行う。